

日本ライフセービング協会

キャップ登録に関する規程

1. この規程は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）ライフセービング競技規則 2016 年版第 2 章 8. 服装等(6)キャップについて「①キャップは、競技会の前に本協会に登録されていなければならない（キャップ登録に関する規定参照）。」に基づき、キャップ登録に関する必要な事項を定める。
2. キャップの登録は、ひとつのクラブ（チーム）においてオーシャン競技用とプール競技用でそれぞれ 1 登録までとする。
3. キャップの申請は、所定の「キャップ申請書」に必要事項を記載し、本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛に提出しなければならない。
4. キャップ登録の審査は、競技運営・審判委員会によって行われる。その際、キャップの性質、デザインが一般良識に反している、または、競技者の識別や判定に支障をきたすと判断される場合、キャップの登録を許可しないか、デザインの修正を求めることがある。
5. キャップ申請が受理され作成の許可を受けたクラブは、キャップの製作を行うことができる。キャップ製作後、所定の「キャップ登録書」に必要事項を記載のうえ、作成したキャップの写真を添付し本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛に提出しなければならない。
6. キャップ登録の受理については、本協会事務局「競技運営・審判委員会」から申請者に対して「キャップ登録受理証」が通達され、登録完了となる。
7. キャップ登録が認められた後は、当該クラブから再登録の手続きがなされない限り、競技会ごとに登録を行う必要はない。ただし、登録後、何らかの理由により競技運営・審判委員会がキャップ登録の変更を求めた場合、クラブ代表者と競技運営・審判委員会で協議して対応することとする。
8. 登録したキャップの性質やデザインを修正したい場合は、上記 3. から 6. の手続きを再度行うこととする（再登録）。再登録が認められた場合、それまでに登録されていた内容は、全て取り消される。また、キャップ登録を取り消したい場合、本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛に「キャップ登録取り消し届」を提出しなければならない（書式自由）。
9. キャップは、登録書に記載された通りでなければならない。
10. キャップの性質とは、2 本のあご紐がついたキャップのことをいう。ただしプール競技用キャップについては、あご紐がないキャップも認められる。
11. キャップのデザインとは、原則として色やパターンによって示される。
12. オーシャン競技用キャップについては、文字、マーク、標章、ロゴマーク、スポンサーなどの企業の商標・商標名を入れることはできない。

13. プール競技用キャップについては、色やパターンに加えてチーム名の文字表記のみ許可される。装飾およびデザイン化された文字は不可とする。
14. プール競技用キャップにおいて、既製品を使用する場合は購入時についているキャップのメーカーである企業の商標・商標名またはロゴマークを認める。ただし、1つのみの記載とし、15 cm以下に限る。
15. オーシャン競技用として申請したキャップは、オーシャン競技のみ使用が認められ、同様に、プール競技用として申請したキャップは、プール競技のみ使用が認められる。ただし、オーシャン競技用キャップとプール競技用キャップが同様の色とパターンであればプール競技に限り併用が認められる。また、SERC に関しては、大会規程による。
16. 使用中の変色等も含め、キャップの色と「キャップ登録書」で登録された色が異なると認められる場合は、使用を認めない。
17. 本規程の改廃は、本協会競技運営・審判委員会の議決による。

附 則

本規程は2012年4月1日より施行する。

改正（第1号）は2015年4月1日より施行する。

改正（第2号）は2016年3月1日より施行する。

改正（第3号）は2017年4月1日より施行する。

改正（第4号）は2018年3月15日より施行する。